エネルギー基本計画に対する意見（案）

平成２５年１２月

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会

**（以下抜粋）**※抜粋・色付け・下線は筆者（加藤伸子）によるもの。

**-Ｐ12-**　第２章 エネルギー政策の新たな視点

**-Ｐ15-**　第２節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸

**１．一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向**

**-Ｐ17-（５）原子力**

①位置付け

燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる**準国産エネルギー源**として、**優れた安定供給性と効率性**を有しており、**運転コストが低廉**で**変動も少なく**、運転時には**温室効果ガスの排出もない**ことから、安全性の確保を大前提に**引き続き活用していく**、**エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源である。**

②政策の方向性

原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、**可能な限り低減させる**。その方針の下で、我が国のエネルギー制約を考慮し、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、必要とされる規模を十分に見極めて、**-Ｐ18-** **その規模を確保する**。

安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、独立した原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の新規制基準の下で安全性が確認された原子力発電所については、**再稼動を進める**。

また、万が一事故が起きた場合に**被害が大きくなるリスクを認識し**、事故への備えを拡充しておくことが必要である。

さらに、原子力利用に伴い確実に発生する**使用済核燃料は**、世界共通の悩みであり、**将来世代に先送りしない**よう、現世代の責任として、その対策を着実に進めることが不可欠である。

**-Ｐ23-**　第３章 新たなエネルギー需給構造の実現に向けた取組

第１節 原子力政策の基本方針と政策の方向性

**１． 原子力政策の基本方針**

**-Ｐ23-（１）原子力政策の出発点－東京電力福島第一原子力発電所事故の真摯な反省**

東京電力福島第一原子力発電所事故は、我が国の国民一人一人に大きな衝撃を与えた。誰もが原子力のリスクを改めて認識し、国民の間には原子力発電に対する不安感や、原子力政策を推進してきた政府・事業者に対する不信感・反発がこれまでになく高まっている。

この事故の結果、現在も１４万人を超える人々が避難を余儀なくされているとともに、汚染水等の東京電力福島第一原子力発電所事故をめぐるトラブルは今なお多くの国民や国際社会に不安を与えている。**政府は、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を防ぐことができなかったことを真摯に反省し**、福島の再生に全力を挙げるとともに、原因の探求と再発の防止のための努力を続けて行かなければならない。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故以前から、事故情報の隠蔽問題や、もんじゅのトラブル、六ヶ所再処理工場の度重なる計画遅延、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定の遅れ等、原子力政策をめぐる多くのトラブルやスケジュールの遅延が国民の不信を招いてきたことも事実である。

こうした中、事故前に比べ、我が国におけるエネルギー問題への関心は極めて高くなっており、**原子力の利用は即刻やめるべき**、できればいつかは原子力発電を全廃したい、我が国に原子力等の大規模集中電源は不要である、原子力発電を続ける場合にも規模は最小限にすべき、原子力発電は引き続き必要であるなど、**様々な立場からあらゆる意見が表明され、議論が行われてきている。**

**政府は、こうした様々な議論を正面から真摯に受け止めなければならない。**

**（２）エネルギー政策における原子力の位置付けと政策の方向性**

大きく変化する国際的なエネルギー需給構造の中で、深刻なエネルギー制約を抱える我が国が、エネルギー安全保障の強化、経済性のあるエネルギー源の確保、温室効果ガス排出の抑制という重大な課題に対応していくためには、多様かつ柔軟な電源オプションを確保することが必要である。

**原子力発電は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく**、**数年にわたって国内保有燃料だけで供給が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もない**ことから、**安全性の確保を大前提に**、**エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源として引き続 　-Ｐ24-**　**き活用していく**。

原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより**可能な限り低減させる**。その方針の下で、我が国のエネルギー制約を考慮し、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、必要とされる規模を十分に見極めて、**その規模を確保する**。

**いかなる事情よりも安全性を最優先し**、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、世界で最も厳しい水準の新規制基準の下で原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所について**再稼動を進める**。

また、万が一事故が起きた場合に被害が大きくなるリスクを認識し、事故への備えを拡充しておくことが必要である。

さらに、原子力利用に伴い確実に発生する使用済核燃料は、世界共通の悩みであり、**将来世代に先送りしない**よう、現世代の責任として、その対策を着実に進めることが不可欠である。

**-Ｐ23-**　第３章 新たなエネルギー需給構造の実現に向けた取組

**-Ｐ36-**　第３節 生産（調達）/流通段階：需要家の選択肢を拡大し、市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

**-Ｐ41-　４．再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～**

**-Ｐ41-（２）分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進**

住宅や公共施設の屋根に容易に設置できる**太陽光**や、小河川や農業用水などを活用した**小規模水力**、温泉資源を活用した**小規模地熱発電**、太陽熱・地中熱等の再生可能エネルギー熱等は、コスト低減に資する取組を進めることで、コスト面でもバランスのとれた分散型エネルギーとして**重要な役割を果たす可能性がある**。また、地域に密着したエネルギー源であり、国民各層がエネルギー問題を自らのこととして捉える機会を創出するものである。

加えて、分散型エネルギーシステムの構築は、**地域の新しい産業を起こし**、**地域活性化につながる**ものであるとともに、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において**一定のエネルギー供給を確保する**ことに貢献するものである。

**小規模な再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの構築を加速していくため、個人や小規模事業者も参加しやすくするための支援　-Ｐ42-**　**を行っていく**。また、２０１３年の臨時国会において成立した農山漁村再生可能エネルギー法等の活用も踏まえながら、未利用材を活用した**木質バイオマス発電、小水力発電等を活用し農林漁業との調和も取れた再生可能エネルギー発電の導入を推し進めていく**。あわせて、小水力発電については、従来、水利権の調整等が課題となっていたところ、**河川法の改正による登録制の導入により水利権手続きの簡素化・円滑化が図られたところであり、今後、積極的な導入の拡大を目指す**。

また、分散型エネルギーシステム内で余剰となった蓄電池の電力も含めた電力を系統に供給することを弾力的に認めるため、逆潮流に関わる運用を柔軟化し、このために必要な系統安定化のための技術革新を進める。